令和４年１０月

令和５年度

税制改正に関する要望書

一般社団法人 全国自家用自動車協会
会　長　　藤　野　公　孝

令和５年度税制改正についてのお願い

近時、半導体などの部品不足とともに、資材や原油をはじめエネルギー価格の高 騰に加え、ロシアのウクライナ侵攻と相俟って、その影響は、自動車業界はじめ各業界に大きく波及しているところであります。

こうした中、令和５年度は、２０５０年カーボンニュートラル（２０３５年までに新車の乗用車を 100％電動車とする等）の実現と、加えて車体課税等税制の抜本見直しが議論される重要な年と位置付けられております。

一例でありますが、令和３年３月末の乗用車保有台数は約６，２００万台、うち、ガソリン車等従来型の乗用車保有台数は約５，１８０万台で、全体の８０％余りとなっております。一方、ハイブリッド車や電気自動車等のクリーンエネルギー車保有台数は合計で約１，０１４万台、乗用車保有台数の１０％台であります。

この度は、カーボンニュートラル実現に向けて、クリーンエネルギー自動車の保有促進や、自動車諸税の負担軽減について、次によりお願いを申し上げます。

要　望　事　項

１　保有段階での自動車諸税の負担軽減

自家用乗用車（登録車）の自動車税は、令和元年度税制改正で制度創設以来、初めて恒久的に減税されました。例えば、1,000cc以下の税額は４，５００円引き下げられて年額２５，０００円になるなど、自動車保有に係る税負担の軽減が図られ、取り分け、生活の足として保有しているユーザーに恩恵をもたらしていただいているところでございます。しかしながら、我が国の自動車ユーザーが負担する車体課税は米国やヨーロッパの主要国と比較して、高い状況にあるということもまた事実でございます。加えて、自家用乗用車の世帯当たりの普及台数を都道府県別に見てみますと、関東・関西等の都市圏と比較し、地方部の方が、一世帯あたりの保有台数の高さは顕著です。

（例：東京 0.421 台、大阪 0.627 台、神奈川 0.684 台これに比較し、
福井 1.708 台、富山 1.652 台、山形 1.642 台）

地方部の世帯においては、複数台の自家用自動車は、生活の必需品として位置づけられることから、次のとおり、保有段階での自動車諸税の負担軽減を２点お願いします。

（１）　自動車諸税重課措置の廃止

自動車税、重量税において、一定期間を経過した自動車を「環境負荷の大きい車」と位置づけ、一律に重課措置を講じていますが、生活必需品としてやむを得ず経年車を所有するユーザーにとっては負担です。一定期間が到来した自動車

に課される重課措置は、廃止又は軽減措置をお願いいたします。

（２） 自動車重量税の当分の間税率から本則税率の適用へ

自動車重量税は、一般財源化されたことにより課税根拠が薄くなっている上生活の足として複数台保有する世帯には負担であります。課税に当たっては、「当分の間税率」から「本則税率」への移行又は当分の間税率の軽減をお願いします。

２　クリーンエネルギー自動車の車体課税の優遇等

CEV 自動車の取得・保有、更には利用に至るまでの税制について、諸税の優遇・負担軽減を観点とした制度の維持、拡充を望みます。また、ユーザーが車両を買い換える際などに、CEV 自動車保有の動機付け等に資するためにも購入補助、インフラ整備等に関し、これまでの CEV 自動車導入促進補助金と同等若しくは更なる拡充にご配意をお願いいたします。